

番号	肝炎対策基本指針(国指針)	改正のポイント
61	(2)今後取組が必要な事項について ア 国は、地方公共団体、医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組むとともに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成を推進する。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。	
62	また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。	
63	イ 拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質な適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。	
64	ウ 都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。	
65	エ 都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。	
66	オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。	
67	カ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。	
68	キ 国は、研究の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。	
69	ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。	
70	ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。	
71	コ 国は、肝炎医療費助成、定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の活用が図られるようにする。	
72	サ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。	
73	シ 肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じて適切な体制を整備する。	
第五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項		
74	(1)今後の取組の方針について 肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。	都道府県等における、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う肝炎医療コーディネーターなどの人材育成の取組を強化。
75	このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。	
76	また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。	

番号	青森県肝炎総合対策(現行)	改正のポイントに対する青森県の状況、今後の対応に対する評価
61	(2)今後の対応 ア 拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医が委員として設置されている「肝疾患診療連携拠点病院等協議会」を開催し、医療連携に係る課題や現状把握及び課題解決に向けた協議を行い、診療連携体制の更なる強化を図ります。	ア 連絡協議会を年1回開催し、拠点病院・専門医療機関の連携強化を図った。
62		
63	イ 拠点病院を中心として、肝炎医療従事者(看護師、薬剤師等)に対する研修を行います。	イ 拠点病院において医療従事者に対する研修会を開催している。
64	ウ 県は、各都市医師会や拠点病院等と連携し、かかりつけ医等に対する肝炎治療の最新情報等に関する研修会を定期的に実施します。	ウ 県主導でかかりつけ医に対し研修会は開催していないが、医師会等の主催の勉強会に県も参画し、肝炎治療の最新情報のほか県事業についても周知している。
65		(追加修正)
66		
67		
68		
69		
70		(追加修正)
71		
72		
73	エ 県は、拠点病院に対し、肝疾患相談センターの相談支援体制の一層の充実を要請します。 オ 県は、様々な広報媒体を活用し、県民に対して、本県における肝疾患診療連携体制や肝疾患に係る専門医療機関、拠点病院が設置している肝疾患相談センターに関する情報を周知します。	エ 肝疾患相談センターの周知については、市町村担当者研修会において実施している。
第五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成		
74	(1)課題 肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止や肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要があります。 また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要があります。 さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者育成についての検討も必要となっています。	1 青森県における肝炎医療コーディネーターの設置について(資料5-2で議論) 2 国の指針を引用しながら本県の状況等に修正する。
75		
76		

番号	肝炎対策基本指針(国指針)	改正のポイント
77	さらに、 肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保を図ることが必要である。	
78	(2)今後取組が必要な事項について ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために 作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資料や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。 (再掲) ※38と同じ	
79	イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。	
80	ウ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。 (再掲)※54と同じ	
81	エ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象とした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。 (再掲)※67と同じ	
第六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項		
82	(1)今後の取組の方針について 肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。 また、「肝炎研究十カ年戦略」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等、肝炎医療の進歩を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。	「肝炎研究十カ年戦略」に基づく肝炎研究(B肝創薬等)を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう行政研究を進めることを明記。
83	また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。	
84	さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、 必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。 なお、研究成果の公表に当たっては差別や偏見を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。	
85	(2)今後取組が必要な事項について ア 国は、 B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究十カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。	
86	イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。	
87	ウ 国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効果的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究十カ年戦略」に位置付け、これらの研究を実施する。	
第七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項		
88	(1)今後の取組の方針について 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第四十五号)の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。 さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。	肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進することを明記。
89	(2)今後取組が必要な事項について ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。	
90	イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。	
91	ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。	
92	エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。	
93	オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。	
第八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項		

番号	青森県肝炎総合対策(現行)	改正のポイントに対する青森県の状況、今後の対応に対する評価
77		
78	(2)今後の対応 ア 拠点病院は、肝炎医療従事者の資質向上のため、肝炎治療に携わる医療従事者を対象とした研修会の開催に継続して取り組みます。	ア 医療従事者対象の研修会は、拠点病院が中心となり実施している。
79	イ 県は、拠点病院等の協力を得て、県保健所・市町村等の肝炎担当者への研修会等を実施します。	イ 県保健所や市町村担当者向けの研修会については、拠点病院等と協力しながら開催している。(H28～)
80		(追加修正)
81		(追加修正)
82		
83		
84		
85		
86		
87	国の取組のため記述なし	
88		
89		
90		
91		
92		
93		
第六 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重		